

2015年11月25日 全4頁

TLAC 保有のダブルギアリング、Tier 2 控除？

【BCBS 市中協議】ダブルギアリングにならない部分の RW は 20%か

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年11月9日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「TLAC 保有」を公表している（コメント提出期限は2016年2月12日）。
- “TLAC”とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity）をいう。TLACについては、同じく2015年11月9日に、金融安定理事会（FSB）が、最終的な基準（最終報告）を公表している。
- 市中協議文書の目的は、最終報告が規定する「TLAC 保有のダブルギアリング規制」の明確化である。市中協議文書は、ダブルギアリング規制を、バーゼル規制資本への出資にとどまらず、TLAC 保有にまで拡張する旨提案している。
- 市中協議文書の適用対象は、バーゼル規制と同様に、「国際統一基準行」である。また、市中協議文書のいう「TLAC 保有」は、原則として、バーゼル規制資本に該当しない TLAC（TLAC 債）への出資のみを指す。
- 市中協議文書は、①議決権 10%以下保有先の TLAC 保有について自己の普通株式等 Tier 1（GET 1）の 10%超相当分を Tier 2 から控除、②議決権 10%超保有先の TLAC 保有については全額を Tier 2 から控除する旨提案している。
- なお、議決権 10%以下保有先の TLAC 保有のうち、ダブルギアリング規制の対象とならない部分、すなわち自己の GET 1 の 10%以下の部分のリスク・ウェイトを変更する旨の提案はなされていない。
- 市中協議文書は、最終報告と同様に、2019年1月からの適用を想定している。

[目次]

| | |
|-----------------------------|---|
| ■ 1. はじめに | 2 |
| ■ 2. 市中協議文書の概要 | 2 |
| ■ 3. おわりに | 4 |

1. はじめに

2015年11月9日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「TLAC保有」（以下、「市中協議文書」）を公表している（コメント提出期限は2016年2月12日）¹。

“TLAC”とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity）をいう。TLACについては、同じく2015年11月9日に、金融安定理事会（FSB）が、最終的な基準（以下、「最終報告」）を公表している²。

本稿では、市中協議文書の内容を簡潔に紹介する。

2. 市中協議文書の概要

(1) 目的

市中協議文書の目的は、最終報告が規定する「TLAC保有のダブルギアリング規制」の明確化である³。

「ダブルギアリング」とは、銀行による連結外金融機関向けの出資のことである。バーゼル規制では、一般的に、これを自己資本から控除するという取扱いをしているが、これを「ダブルギアリング規制」という。

市中協議文書は、このダブルギアリング規制を、バーゼル規制資本への出資にとどまらず、TLAC保有にまで拡張する旨提案している。

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p151109.htm>)

² TLACの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「TLAC（G-SIBsの追加規制）の最終報告」（鈴木利光）[2015年11月11日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151111_010305.html)

³ 最終報告のタームシート15は、TLAC保有のダブルギアリングについて、次のように規定している（FSB ウェブサイト参照

(<http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/TLAC-Principles-and-Term-Sheet-for-publication-final.pdf>)。二重下線は筆者）。

“In order to reduce the risk of contagion, G-SIBs must deduct from their own TLAC or regulatory capital exposures to eligible external TLAC instruments and liabilities issued by other G-SIBs in a manner generally parallel to the existing provisions in Basel III that require a bank to deduct from its own regulatory capital certain investments in the regulatory capital of other banks.

The Basel Committee on Banking Supervision (BCBS) will further specify this provision, including a prudential treatment for non-G-SIBs.”

(2) 対象

市中協議文書の適用対象は、バーゼル規制と同様に、「国際統一基準行」(internationally active banks) である。すなわち、最終報告とは異なり、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) のみならず、それ以外の国際統一基準行 (以下、G-SIBs に該当しない国際統一基準行を「非 G-SIBs」という) をも適用対象としている点に留意されたい。

また、市中協議文書のいう「TLAC 保有」は、原則として、バーゼル規制資本に該当しない TLAC (例：持株会社である G-SIBs 発行のシニア債。以下、「TLAC 債」という) への出資のみを指す点にも留意されたい⁴。

整理すると、市中協議文書は、①G-SIBs による TLAC 債への出資、及び②非 G-SIBs による TLAC 債への出資、の二通りのケースを捕捉するものである。

(3) Tier 2 控除

市中協議文書は、①G-SIBs による TLAC 債への出資、及び②非 G-SIBs による TLAC 債への出資、のいずれのケースにおいても、次の要領で、自己資本のうち Tier 2 から控除することを提案している。

【TLAC 保有の Tier 2 控除】

- (i). 議決権 10%以下保有先の TLAC 保有 ⇒ 自己の普通株式等 Tier 1 (CET 1) の 10%超相当分^(※)を控除 (Tier 2 控除)
- (ii). 議決権 10%超保有先の TLAC 保有 ⇒ 全額控除 (Tier 2 控除)

(※) 市中協議文書は、閾値 (スレッショルド) を (バーゼル規制と同様に) 「CET 1 の 10%」とするか否かについても、今後検討することとしている。

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、バーゼルⅢのダブルギアリング規制では、出資した規制資本に対応する規制資本から控除する「コレスポンディング・アプローチ」が採られている。この手法を踏襲すれば、TLAC 保有についても自己が調達した TLAC 債から控除するということになる。もっとも、非 G-SIBs については最終報告の適用対象となっていないので、TLAC 債による資金調達を行う必要がなく、TLAC 債からの控除が困難となる。そこで、市中協議文書は、TLAC 保有を Tier 2 控除とすることを提案しているのである。

⁴ “In this consultative document ‘TLAC holdings’ refers to holdings of TLAC qualifying instruments of a G-SIB, excluding any instruments that qualify as regulatory capital.” (BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/bcbs/publ/d342.pdf>)。二重下線は筆者)

(4) 「TLAC 保有」の範囲

前述 (p. 3 (2)) のとおり、市中協議文書のいう「TLAC 保有」は、原則として、TLAC 債への出資のみを指す。

しかし、市中協議文書は、実際には、「TLAC 保有」の範囲を、TLAC 債への出資のみならず、より広範なものとする提案をしている。具体的には、次のものについても「TLAC 保有」に含める旨提案している。

【「TLAC 保有」の範囲】

- (i). 残存期間が1年未満となったことで TLAC 適格を喪失した債券への出資^(※1)
- (ii). TLAC 適格ではないものの、TLAC 債と同順位又はより劣後する債券（例：バーゼル規制資本に該当しない劣後債（当初満期6ヶ月））への出資
- (iii). TLAC の劣後要件の免除を受ける債券（当初満期1年以上）（例：欧州連合（EU）域内の、持株会社ではない G-SIBs が発行したシニア債）^(※2) への出資

(※1) 最終報告は、TLAC を残存期間1年以上のものに限定している（最終報告のタームシート9参照）。

(※2) 最終報告のタームシート11第5段落参照

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(5) 適用時期

市中協議文書は、最終報告と同様に、2019年1月からの適用を想定している。

3. おわりに

以上が市中協議文書の概要である。

一点気になるのは、議決権10%以下保有先の TLAC 保有のうち、ダブルギアリング規制の対象とならない部分、すなわち自己の CET 1 の10%以下の部分のリスク・ウェイトである。

市中協議文書を見る限り、この点について変更をする旨の提案はなされていない。そのため、例えば日本の G-SIBs の TLAC 債保有のリスク・ウェイトは、標準的手法では20%になるものと思われる⁵。

以上

⁵ バーゼルIIテキスト63項参照